

# 標準報酬月額の上限が引き上げられました



標準報酬月額の上限は、全厚生年金被保険者の標準報酬月額の平均額の概ね2倍になるよう設定されていますが、平均額の2倍が現状の上限を上回る状態が続く場合、政令で上限を引き上げることができるとされています。

平成28年度以降、上限を上回る状態が続いており、今後も継続する見込みであるため、一般の政令改正により、令和2年9月1日から下記の通り上限が引き上げとなりました。

標準報酬月額	改正前 (令和2年8月まで)	改正後 (令和2年9月から)
厚生年金に係る標準報酬月額	第31級 62万円 (報酬月額 60万5千円以上)	第32級 65万円 (報酬月額 63万5千円以上)
退職等年金給付に係る標準報酬月額	第30級 62万円 (報酬月額 60万5千円以上)	第31級 65万円 (報酬月額 63万5千円以上)

## 「標準報酬月額」って何？

①短期給付事業、長期給付事業(年金)、福祉事業等に係る掛金(保険料)・負担金の算定の基礎となり、②短期給付の給付額、厚生年金保険給付・退職等年金給付の額の算定の基礎となるもので、**組合員の受ける報酬月額(基本給+諸手当)**に基づき決められます。

## 「標準報酬月額」の決め方

組合員の受ける報酬月額(基本給+諸手当)を、標準報酬等級表(下記参照)に当てはめ、標準報酬月額が決定されます。

### 標準報酬等級表(抜粋)

標準報酬等級		標準報酬月額		報酬月額	
等級		月額		報酬月額	
長期給付		円		円以上	円未満
厚生年金	退職等年金給付				
1		88,000		~ 93,000	
2	1	98,000		93,000~101,000	
31	30	620,000		605,000~635,000	
32	31	650,000		635,000~	

1等級が追加されます

報酬月額が610,000円の場合  
標準報酬月額は「620,000円」となる

…令和2年8月までの上限額

…令和2年9月からの上限額

## 8月1日から 育児休業・ 介護休業手当金の 給付上限額が 変更となりました

育児休業手当金や介護休業手当金の給付額は、標準報酬月額を元に計算されます。この給付日額につきまして、**令和2年8月1日より下表の給付上限額に変更**となりましたのでお知らせします。

給付の種類	給付上限額	
	令和2年7月31日まで	令和2年8月1日から
介護休業手当金	15,221円	<b>15,294円</b>
育児休業手当金(180日に達するまでの期間)	13,832円	<b>13,896円</b>
育児休業手当金(181日以降の期間)	10,322円	<b>10,370円</b>